

全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

19～21年度調査（悉皆調査）

- 全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮することが必要である旨、国会等で議論があったことを踏まえ、19年度～21年度の悉皆調査実施時には、実施要領において、以下のとおり定めている。

- ①都道府県教育委員会は、個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わない。
- ②市町村教育委員会は、個々の学校名を明らかにした公表は行わない。
- ③各市町村の結果の公表については市町村教育委員会の判断に、各学校の結果の公表については、当該学校の判断に委ねる。
- ④公表にあたっては、本調査により測定できる学力は特定の一部であることや、学校の教育活動の状況や今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要。
- ⑤国は公表していないデータに関する情報公開請求について開示を行わない。教育委員会においても国の取扱いを参考に適切に対応することが必要。

22～24年度調査（抽出調査）

- 22年度～24年度の抽出調査実施時には、実施要領において、以下のとおり定めている。

（抽出調査）

- ①各市町村の結果の集計・公表については、市町村教育委員会の判断に委ねる。
- ②各学校の結果の集計・公表については、市町村教育委員会や学校の判断に委ねる。
- ③公表にあたっては、本調査により測定できる学力は特定の一部であることや、学校の教育活動の状況や今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要。
- ④国は公表していないデータに関する情報公開請求について開示を行わない。教育委員会においても国の取扱いを参考に適切に対応することが必要。

（希望利用）

- ①希望利用による調査の結果の公表については、市町村教育委員会の判断に委ねる。公表にあたっては、抽出調査と同様の配慮が必要。

【19～21年度の悉皆調査】

| 文部科学省 | 保有・提供する調査結果及びその取扱い | | | | |
|-----------|--------------------|--------------|--------------------------------|--------------------------|--------------------------------|
| | 国全体 | 各都道府県 | 各市町村 | 各学校 | 各児童生徒(*) |
| 結果提供 | 公表 | | 非公表 | | |
| 都道府県教育委員会 | — | 当該都道府県 公表 | 各市町村 市町村名、学校名を明らかにした公表は行わない | 各学校 | — |
| 市町村教育委員会 | — | — | 当該市町村 公表は市町村判断 | 各学校 学校名を明らかにした公表は行わない | 各児童生徒(*) *個人の特定はできない 非公表 |
| 学校 | — | — | — | 当該学校 公表は学校判断 | 各児童生徒 本人のみ提供 |

○市町村教育委員会の判断により市町村の結果を、学校の判断により学校の結果を公表する場合は、本調査により測定できる学力は特定の一部分であることや、学校の教育活動の状況・今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながる取組が必要。

○国は公表していないデータに関する情報公開請求について開示を行わない。教育委員会においても国の取扱いを参考に適切に対応することが必要。

【22～24年度の抽出調査】

| 文部科学省 | 保有・提供する調査結果及びその取扱い | | | | |
|-----------|--------------------|--------------|--|------------|--------------------------------|
| | 国全体 | 各都道府県 | | | 各児童生徒(*) |
| 結果提供 | 公表 | | (注)抽出対象校のデータしかないため、統計的に有意なデータが得られない場合がほとんどであるので、集計していない。 | | 非公表 *個人の特定はできない |
| 都道府県教育委員会 | — | 当該都道府県 公表 | | | — |
| 市町村教育委員会 | — | — | 当該市町村(集計可能) | 学校別(集計可能) | 各児童生徒(*) *個人の特定はできない 非公表 |
| 学校 | — | — | — | 当該学校(集計可能) | 各児童生徒 本人のみ提供 |

○文部科学省では市町村別、学校別の結果を集計していないが、市町村教育委員会や学校において独自に集計することが可能。集計した結果の公表は、市町村教育委員会または学校の判断。公表する場合は、本調査により測定できる学力は特定の一部分であることなどを踏まえ、序列化や過度の競争につながらないようにすることなどに十分配慮することが必要。

○国は公表していないデータに関する情報公開請求について開示を行わない。教育委員会においても国の取扱いを参考に適切に対応することが必要。

(希望利用の調査結果)

○希望利用による調査の結果の公表については、設置管理者(市町村教育委員会)の判断。公表にあたっては、抽出調査と同様の配慮が必要。